

ファクシミリ通信網サービス契約約款 【現改比較表】 2024年10月1日現在

～2024年9月30日	2024年10月1日～
(令和6年7月1日現在)	(令和6年10月1日現在)
目次（略） 第1章～第12章（略） 別記 1～9（略）	目次（略） 第1章～第12章（略） 別記 1～9（略）
料金表 通則 1～13（略） 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。 (1) 削除 (2) 第4種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。 ア 削除	料金表 通則 1～13（略） 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。 (1) 削除 (2) 第4種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。 ア 削除

イ 削除

ウ (略)

第1表 料金
第1 基本料金
1 適用

区 分	内 容
(1) 回線使用料の適用	ア 削除 イ 削除 ウ (略)

(2) ~ (4) (略)

2 料金額
2-1 回線使用料 (基本料)
第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの
(1) 削除

イ 接続契約者回線に係るもの

品 目	内 容
1 Mb/s	1 Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
備考 1. 接続契約者回線は、その品目が第4種ファクシミリ通信網サービスの品目と同一のものとしします。 2. 接続契約者回線が、別記7の2に掲げる Universal One サービスのうち、Universal One サービス契約約款 (第1編) に規定する VPN サービスのうちレイヤー2 又はレイヤー3 に係るギャランティアクセスのイーサタイプ (NTTCom 光アクセス利用) に限り提供します。	

ウ (略)

第1表 料金
第1 基本料金
1 適用

区 分	内 容
(1) 回線使用料の適用	ア 削除 イ 接続契約者回線に係るもの 第4種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額を適用します。 ウ (略)

(2) ~ (4) (略)

2 料金額
2-1 回線使用料 (基本料)
第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの
(1) 基本額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
第4種ファクシミリ通信網サービス	1 Mb/s の品目のもの 30,000 円 (33,000 円)
	10Mb/s の品目のもの 100,000 円 (110,000 円)

<p>(2)～(3) (略)</p> <p>2-2～2-4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>通信料金別表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>2-2～2-4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>通信料金別表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>
<p>附 則 (令和6年2月21日 CAS1サ第000400003309-01号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種ファクシミリ通信網サービス(他社接続契約者回線に係るもの又は接続契約者回線に係るものに限り、)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとし、</u></p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、</p> <p>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、</p>	<p>附 則 (令和6年2月21日 CAS1サ第000400003309-01号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、</p> <p>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、</p> <p><u>附 則 (令和6年9月26日 CAS1サ第000400003309-02号)</u></p> <p>(実施期日)</p> <p>1 <u>この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>CAS1サ第000400003309-01号(令和6年2月21日)の附則2を、令和6年10月1日をもって削除します。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種ファクシミリ通信網サービス(他社接続契約者回線に係るもの又は接続契約者回線(別記7の2に掲げるUniversal OneサービスのうちUniversal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するVPNサービスのうちレイヤー2又はレイヤー3に係るギャランティアクセスのイーサタイプ(NTT東日本・西日本ワイド利用)に限り、)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとし、</u></p> <p>4 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、</u></p> <p>5 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、</u></p>